

過誤処理について

◆ 過誤処理とは

事業者が国保連から既に支払いを受けた給付費の取消し及び再請求を行うことです。

国保連は保険者から委託を受けて、報酬の審査支払業務を行っています。

過誤処理を行うときは、保険者（北九州市）に取消依頼の申立てを行い、保険者が了承したもののみが過誤として処理され、国保連への再請求が可能となります。

◆ 例月過誤処理と同月過誤処理

過誤処理には、例月処理と同月処理の2種類がありますが、原則は例月処理です。同月処理は、保険者等の指導などの結果により、過誤処理件数が極端に増え、国保連からの給付費の支払いに影響を与える場合などに限ります。同月処理を希望される場合は、必ず事前に保健福祉局介護保険課に相談してください（事前相談のない同月過誤は受付できませんので、ご了承ください）。

◆ 過誤処理の流れ

①保険者に取消し依頼 → ②（国保連より）過誤決定通知 → ③国保連に対し、再請求
→ ④再請求分支払

◆ 提出書類（例月処理、同月処理ともに共通）

- ① 取消依頼書
- ② 誤請求時の給付費明細書
- ③ 再請求時の給付費明細書（誤請求時の給付費明細書に朱書きで訂正する場合は不要）

◆ 提出期限

例月過誤：毎月10日（閉庁日の場合は、直前の開庁日）

同月過誤：毎月25日（閉庁日の場合は、直前の開庁日）

◆ 提出先および提出方法

提出先：〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所保健福祉局介護保険課 過誤処理担当 宛
TEL 093-582-2771（直通）

提出方法：来所または郵送（プライバシー保護のため、FAXでの提出は認められません）。

※介護保険課に事前相談の上、同月処理を行う場合は、取消依頼書右上に朱書きで「同月」と明記してください。

◆ その他の注意事項

- 支払いが決定していない介護給付費明細書は、取消することができません。国保連から支払決定通知が来た後に取消依頼を行ってください。
- 提出書類に不備がある取消依頼がよく見受けられます。提出前に取消依頼及び添付書類の内容をよく確認してください。
- 取消しは保険者に対して依頼します。市外の被保険者の取消依頼は受付できません。
- 国保連において過誤処理を行った翌月初旬に、国保連より「介護給付費過誤決定通知書」が届くので、その通知を待ってから再請求を行ってください。
- 過誤申立書類に不備がないか、提出前にチェックリストで確認してください。